

令和4年度（2022年度）

監 査 報 告 書

財政援助団体等監査

熊本市監査委員

熊 監 発 第 1 9 0 号
令和5年（2023年）1月17日

熊本市監査委員 津 田 征士郎

熊本市監査委員 満 永 寿 博

熊本市監査委員 井 上 学

熊本市監査委員 高 島 剛 一

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度（2022年度）の財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。

目 次

財政援助団体監査

第1	監査の基準	3
第2	監査の種類	3
第3	監査の対象	3
第4	監査の着眼点	9
第5	監査の主な実施内容	9
第6	監査の実施場所及び日程	9
1	監査の実施場所	9
2	監査の日程	9
第7	監査の結果	10
1	NPO法人ガット	10
2	熊本市消費者団体連絡会	10
3	公益財団法人 熊本国際民藝館	10
4	一般財団法人 熊本城顕彰会	10
5	熊本市社会福祉施設連合会	10
6	熊本市食生活改善推進員協議会	11
7	一般社団法人 熊本市母子寡婦福祉連合会	11
8	学校法人熊本音楽学園 武蔵ヶ丘幼稚園	12
9	学校法人井島学園 さくら幼稚園	12
10	くまもと植木市振興会	12
11	熊本市漁業振興協議会	12
12	熊本市西区の山の恵みを活かしたまちづくり実行委員会	12
13	熊本駅周辺まちづくり実行委員会	12
14	一般社団法人 熊本県専修学校各種学校連合会	12

公の施設の指定管理者監査

第1	監査の基準	15
第2	監査の種類	15
第3	監査の対象	15
第4	監査の着眼点	15
第5	監査の主な実施内容	15
第6	監査の実施場所及び日程	16
1	監査の実施場所	16
2	監査の日程	16
第7	管理施設の概要等及び監査の結果	17
1	西部交流センター	17
2	熊本市植木地域農産物の駅	21
3	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	24

(関係条文)

・ 地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

・ 地方自治法第199条第9項

監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

財政援助団体監査

第1 監査の基準

この監査は、熊本市監査基準（令和2年3月27日監査委員決定）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づく財政援助団体監査

第3 監査の対象

市が令和3年度（2021年度）に補助金等を交付した団体のうち次の14団体を抽出し、交付した補助金等に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

	1	2	3
補助団体等の名称	NPO法人ガット	熊本市消費者団体連絡会	公益財団法人 熊本国際民藝館
補助金等の名称	熊本市市民公益活動支援基金助成金	消費者団体連絡会補助金	伝統芸能等保存活動事業費補助金
補助等の目的	市民の自主的かつ自立的な地域コミュニティ活動等の促進を図るため。	消費生活の安定を目指し、消費者団体の連携、消費者意識の向上及び消費者保護事業の推進を目的とする団体で構成する熊本市消費者団体連絡会の事業を助成するため。	熊本市内の伝統芸能等の保存、顕彰及び公開に努める地域の各種団体の保存活動事業を助成するため。
補助等対象経費	347,172円	240,389円	1,219,240円
補助等額	230,000円	216,000円	500,000円
(補助等の率)	(66.2%)	(89.9%)	(41.0%)
所管の局	文化市民局	文化市民局	文化市民局
部	市民生活部	市民生活部	文化創造部
課	地域活動推進課	消費者センター	文化政策課
団体の設立目的	学校、教職員、子ども（幼児、児童、生徒、学生）、子どもの保護者、熊本市をはじめとする全国各地の学校図書館協議会に対して、学校図書館や子どもの学習、文化等活動に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。	消費者団体の連携、消費者意識の向上及び消費者保護事業の推進によって、消費生活の安定向上を図ることを目的とする。	民藝に関する資料の収集、公開、調査研究等を行うことにより、民藝の振興を図り、もって社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

	4	5	6
補助団体等の名称	一般財団法人 熊本城 顕彰会	熊本市社会福祉施設連 合会	熊本市食生活改善推進 員協議会
補助金等の名称	伝統芸能等保存活動事 業費補助金	社会福祉施設連合会運 営費補助金	食生活改善推進員協議 会食生活改善推進事業 補助金
補助等の目的	熊本市内の伝統芸能等 の保存、顕彰及び公開 に努める地域の各種団 体の保存活動事業を助 成するため。	研修事業等を行うこと で社会福祉施設施設長 等の資質向上を図り、 適切な福祉サービスの 提供に寄与する団体を 助成することで、地域 福祉の向上を図るた め。	食生活及び栄養改善運 動の自主活動事業を行 う団体の事業を助成す ることで、市民の健康 と福祉の増進に寄与す るため。
補助等対象経費	627,741円	396,451円	442,063円
補助等額	300,000円	323,000円	403,000円
(補助等の率)	(47.8%)	(81.5%)	(91.2%)
所管の局	文化市民局	健康福祉局	健康福祉局
部	文化創造部	福祉部	保健衛生部
課	文化政策課	健康福祉政策課	健康づくり推進課
団体の設立目的	熊本城を顕彰すること によって、郷土熊本の 歴史や文化の保護発展 に寄与することを目的 とする。	社会福祉施設の運営発 展をはかり、各施設相 互間及び諸関係機関と の連携につとめ、社会 福祉の向上のために協 力することを目的とす る。	区役所単位の組織と相 互の連絡を密にし、食 生活改善及び運動の自 主的活動を促進するこ とにより、市民の健康 と福祉の増進に寄与す ることを目的とする。

	7	8	9
補助団体等の名称	一般社団法人 熊本市母子寡婦福祉連合会	学校法人熊本音楽学園 武蔵ヶ丘幼稚園	学校法人井島学園 さくら幼稚園
補助金等の名称	母子寡婦福祉連合会 事業費補助金	私立学校（幼稚園）補助金	私立学校（幼稚園）補助金
補助等の目的	本市の母子家庭の母、または父子家庭の父及び寡婦の相互福祉対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め、生活の安定を図ることを目的に設立された一般社団法人熊本市母子寡婦福祉連合会の事業を助成するため。	熊本市内に私立学校（幼稚園に限る。）を設置している学校法人に対して、教育内容の充実を図るため、学校法人が行う教職員の研修、研究に係る経費を補助することにより、本市の私学の振興を図るため。	熊本市内に私立学校（幼稚園に限る。）を設置している学校法人に対して、教育内容の充実を図るため、学校法人が行う教職員の研修、研究に係る経費を補助することにより、本市の私学の振興を図るため。
補助等対象経費	1,486,298円	2,167,331円	1,179,628円
補助等額	551,000円	1,217,000円	1,054,000円
(補助等の率)	(37.1%)	(56.2%)	(89.4%)
所管の局	健康福祉局	健康福祉局	健康福祉局
部	子ども未来部	子ども未来部	子ども未来部
課	子ども支援課	保育幼稚園課	保育幼稚園課
団体の設立目的	ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する調査及び研究並びにひとり親家庭及び寡婦に対する必要な援助を行うことにより、熊本市内のひとり親家庭及び寡婦の自立の推進と生活の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。	教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。	教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育、就学前の子どもに関する教育、保育等に関する法律及び子ども、子育て支援法に従い、教育及び保育を行う、生きる力を堅持するような人材を育成することを目的とする。

	10	11	12
補助団体等の名称	くまもと植木市振興会	熊本市漁業振興協議会	熊本市西区の山の恵みを活かしたまちづくり実行委員会
補助金等の名称	植木市振興事業補助金	漁業振興協議会事業補助金	熊本市西区の山の恵みを活かしたまちづくり実行委員会負担金
補助等の目的	本市における緑化の普及啓発を図るとともに、観光客誘致を推進し、地域経済を活性化する「くまもと春の植木市」の開催主体であるくまもと植木市振興会の事業を助成するため。	水産業振興のため結成された熊本市漁業振興協議会の事業を助成するため。	熊本市西区の山の恵みを活かしたまちづくり実行委員会の事業の運営が円滑に行われるため。
補助等対象経費	31,864,113円	763,760円	460,000円
補助等額	2,000,000円	270,000円	400,000円
(補助等の率)	(6.3%)	(35.4%)	(87.0%)
所管の局	農水局	農水局	西区役所
部	農政部		区民部
課	農水ブランド戦略室	水産振興センター	総務企画課
団体の設立目的	くまもと春の植木市の成功と発展のため、その開催及び運営に関する事業を行うことを目的とする。	熊本市の海面漁業協同組合の相互連携を密にし、総合力を結集して、熊本市の漁業の振興を図ることを目的とする。	西区まちづくりビジョンに基づき、西区内外に熊本市西区の山の恵みの魅力発信に取り組むこととし、民間と行政の協働による西区の賑わい創出に取り組み、ひいては熊本市西区の活性化を図ることを目的とする。

	13	14
補助団体等の名称	熊本駅周辺まちづくり実行委員会	一般社団法人 熊本県専修学校各種学校連合会
補助金等の名称	かわまちチャレンジ推進事業（熊本駅周辺エリア）に伴う負担金	専修学校又は各種学校の教育振興事業を行う団体に対する補助金
補助等の目的	熊本駅周辺まちづくり委員会の事業の運営が円滑に行われるため。	事務所が熊本市内に設置された専修学校又は各種学校の教育振興を図るための事業を行う団体に対し助成するため。
補助等対象経費	550,000円	3,598,141円
補助等額	300,000円	543,000円
(補助等の率)	(54.5%)	(15.1%)
所管の局	西区役所	教育委員会事務局
部	区民部	学校教育部
課	西部まちづくりセンター	指導課
団体の設立目的	熊本市西区熊本駅周辺の地域住民の親睦や融和、結束を深めるとともに地域の賑わいを創出し、加えて地域が抱える固有の課題を研究・解決することにより、熊本市の陸の玄関口である熊本駅周辺地域の様々な魅力を内外に発信することを目的とする。	専修学校及び各種学校がその社会的使命を十分に遂行しうるように、専修学校及び各種学校間の協調と結束をはかり、自主的にその公益性を高め、もって専修学校及び各種学校教育の健全な発達に資することを目的とする。

第4 監査の着眼点

当該団体の事業が補助目的等に沿って適正になされているか、また、経理手続が団体の規定に従って適正になされているかを着眼点として実施した。

第5 監査の主な実施内容

援助の目的及び条件に従って事業が実施されているか、また、補助金等に係る出納その他の事務が適正に行われているか等について、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 監査の実施場所

監査対象課（室）、対象団体及び監査事務局

2 監査の日程

NPO法人ガット

令和4年（2022年）8月22日から同月23日まで
熊本市消費者団体連絡会

令和4年（2022年）9月27日から同月29日まで
公益財団法人 熊本国際民藝館

令和4年（2022年）9月9日及び同月14日
一般財団法人 熊本城顕彰会

令和4年（2022年）9月9日から同月12日まで
熊本市社会福祉施設連合会

令和4年（2022年）8月16日から同月17日まで
熊本市食生活改善推進員協議会

令和4年（2022年）9月20日から同月21日まで
一般社団法人 熊本市母子寡婦福祉連合会

令和4年（2022年）10月5日から同月6日まで
学校法人熊本音楽学園 武蔵ヶ丘幼稚園

令和4年（2022年）8月31日及び9月5日
学校法人井島学園 さくら幼稚園

令和4年（2022年）8月31日から9月1日まで
くまもと植木市振興会

令和4年（2022年）10月11日から同月13日まで

熊本市漁業振興協議会

令和4年（2022年）8月10日

熊本市西区の山の恵みを活かしたまちづくり実行委員会

令和4年（2022年）8月2日

熊本駅周辺まちづくり実行委員会

令和4年（2022年）8月2日

一般社団法人 熊本県専修学校各種学校連合会

令和4年（2022年）10月17日から同月18日まで

第7 監査の結果

1 NPO法人ガット

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

2 熊本市消費者団体連絡会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

3 公益財団法人 熊本国際民藝館

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

4 一般財団法人 熊本城顕彰会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

5 熊本市社会福祉施設連合会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】 補助対象経費の誤りについて

熊本市社会福祉施設連合会（以下この項において「連合会」という。）による

令和3年度（2021年度）の研修等の費用については、市から補助金323,000円が概算交付されている。

その内訳は、①施設長研修会100,000円、②職員研修会50,000円、③施設見学研修会173,000円となっている。

ところが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、施設見学研修会が中止され、研修費の支出が当初の計画より減少していたにもかかわらず、所管課は、総会や交流会の開催等、研修以外の経費を含む連合会の支出全額である396,451円を補助対象経費として、当初の交付決定どおり、323,000円を確定額としていた。

施設見学研修会を中止する場合、連合会は、熊本市補助金等交付規則第7条により、遅滞なく補助事業等計画変更申請書を提出し、市の承認を受ける必要があり、所管課は、この変更申請に基づき、交付額を見直すべきであった。

また、熊本市社会福祉施設施設長等の研修事業実施団体に対する補助金交付要綱において、補助対象となる経費は研修等に要する経費に限られており、連合会の支出全額を補助対象経費としたことは誤りであることから、対象となる経費を精査し、補助金の過払いとなる額の返還を求められたい。

6 熊本市食生活改善推進員協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

7 一般社団法人 熊本市母子寡婦福祉連合会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】 相談記録及び事業実績報告書の不備について

熊本市母子寡婦福祉連合会（以下この項において「連合会」という。）は、市の補助事業として、身上相談、親と子のつどい、新入学児童お祝い会等を実施し、令和3年度（2021年度）、551,000円の補助金が交付されている。

しかしながら、身上相談事業について、決算資料に人件費の積算根拠として年間500件の相談を受けたとの記載はあったが、相談記録は作成されておらず、事業実績報告書においては、同事業の内容が全く記載されていなかった。

連合会は、相談を受けた実績として相談記録を作成し、事業実績報告書により、相談件数を含む事業内容を報告されたい。

所管課は、事業実績報告書のほか、必要に応じて相談記録等の関係資料を徴取し、補助事業の履行を確認したうえで補助金額の確定を行うなど、適切な事務の執行に

努められたい。

また、相談記録については、ひとり親家庭への支援策を検討するうえにおいて重要な資料となり得ることから、その有効利用を図られたい。

8 学校法人熊本音楽学園 武蔵ヶ丘幼稚園

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

9 学校法人井島学園 さくら幼稚園

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

10 くまもと植木市振興会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

11 熊本市漁業振興協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

12 熊本市西区の山の恵みを活かしたまちづくり実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

13 熊本駅周辺まちづくり実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

14 一般社団法人 熊本県専修学校各種学校連合会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

公の施設の指定管理者監査

第1 監査の基準

この監査は、熊本市監査基準（令和2年3月27日監査委員決定）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

第3 監査の対象

令和3年度（2021年度）において、市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち、次の団体を抽出し、管理業務に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

	1	2	3
公の施設の名称	西部交流センター	熊本市植木地域 農産物の駅	熊本市武蔵塚駅前 自転車駐車場
指定管理者	西部交流センター 管理運営共同企業体	有限会社 三河屋スーパー	武蔵塚自転車駐車場 管理運営共同企業体
指定期間	令和3年（2021年）4月1日～ 令和6年（2024年）3月31日	令和3年（2021年）4月1日～ 令和8年（2026年）3月31日	令和3年（2021年）4月1日～ 令和6年（2024年）3月31日
指定管理料	46,487,400円 149,632,200円	300,000円 1,500,000円	20,071,590円 60,270,870円
所管の局部課	環境局 資源循環部 環境施設課	農水局 北東部農業振興 センター 農業振興課	都市建設局 交通政策部 自転車利用推進課

※ 指定管理料の上段は令和3年度（2021年度）分の支払額、下段は指定期間の契約総額である。

第4 監査の着眼点

施設の管理及び運営に当たっては、協定に定める事項に基づいて適正に行われているかを着眼点として実施した。

第5 監査の主な実施内容

公の施設の管理運営を行わせている指定管理者に対する監査については、当該施設の業務に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 監査の実施場所

監査対象課、対象施設及び監査事務局

2 監査の日程

西部交流センター 令和4年（2022年）7月15日から同月20日まで

熊本市植木地域農産物の駅 令和4年（2022年）7月12日から同月13日まで

熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場 令和4年（2022年）7月26日から同月27日まで

第7 管理施設の概要等及び監査の結果

1 西部交流センター

(1) 施設の概要

施設の概要等は次のとおりである。

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市西区小島2丁目7番50号

敷地面積 9,989.46㎡

建物概要 (ア) 構造 鉄骨造り(一部木造)平屋(一部高屋根)
(イ) 延床面積 1,698.28㎡
(ウ) 建築面積 1,976.71㎡

施設概要

本館棟	(ア) 玄関・ホール・廊下	400㎡
	(イ) 事務室(受付・案内)	29㎡
	(ウ) キッズコーナー	19㎡
	(エ) 男子浴室(露天風呂・低温サウナ)	165㎡
	(オ) 女子浴室(露天風呂・低温サウナ)	165㎡
	(カ) 男子脱衣室1	44㎡
	(キ) 女子脱衣室1	44㎡
	(ク) 男子脱衣室2	9㎡
	(ケ) 女子脱衣室2	9㎡
	(コ) 交流室(トレーニングルーム)	38㎡
	(サ) 談話室(娯楽・休憩室)	32㎡
	(シ) 給湯室	18㎡
	(ス) 売店スペース	42㎡
	(セ) 大広間(娯楽・休憩室)	86㎡
	(ソ) ステージ(カラオケコーナー)	21㎡
	(タ) 備蓄倉庫	20㎡
	(チ) 研修室1	50㎡
	(ツ) 研修室2	50㎡
	(テ) 男子便所	20㎡
	(ト) 女子便所	20㎡
	(ナ) 多目的便所	7㎡
	(ニ) 男子更衣室便所	2㎡
	(ヌ) 女子更衣室便所	2㎡
	(ネ) 外部便所(男女共用)	6㎡
	(ノ) 機械室(機械設備室)	70㎡

	(ハ) 倉庫	11m ²
	(ヒ) 詰所	9m ²
	(フ) 控室	3m ²
多目的棟	(ア) 多目的室	330m ²
	バドミントンコート1面	
	卓球台2面	
	(イ) 男子更衣室	9m ²
	(ウ) 女子更衣室	9m ²
	(エ) 男子便所	7m ²
	(オ) 女子便所	7m ²
	(カ) 倉庫	16m ²
付帯施設	(ア) 足湯	
	(イ) デッキ	
	(ウ) 中庭	
	(エ) 多目的広場	
	(オ) 駐車場（一般駐車場60台・障がい者用駐車場3台）	
	(カ) 駐輪場	
	(キ) 調整池	
	(ク) ポンプ室	
	(ケ) キュービクル	

イ 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日 (ア) 毎週水曜日（水曜日が休日〔国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。〕に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(イ) 12月29日から翌年1月3日まで

(ウ) 市長が必要と認めるとき

ウ 使用料 熊本市余熱利用施設条例（昭和55年条例第13号）
熊本市余熱利用施設条例施行規則（平成17年規則第89号）

(2) 施設の利用状況

令和3年度（2021年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和3年度（2021年度）施設利用者数

（単位：人）

施設名	多目的室	研修室	浴室等	多目的広場	合計
4月	662	765	4,897	266	6,590
5月	0	0	0	120	120
6月	20	13	232	48	313
7月	675	750	4,917	197	6,539
8月	13	26	202	38	279
9月	0	0	0	11	11
10月	563	807	6,104	223	7,697
11月	616	907	6,735	159	8,417
12月	521	823	7,309	95	8,748
1月	336	446	5,114	131	6,027
2月	0	0	0	56	56
3月	153	201	1,908	84	2,346
合計	3,559	4,738	37,418	1,428	47,143

(3)

経営成績

令和3年度（2021年度）の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和3年度（2021年度）管理経費の収支状況

（単位：円）

項 目	金 額	説 明
収入合計（A）	48,423,649	
指定管理料	46,487,400	
参加費	1,936,100	自主事業参加費
その他	149	コピー代ほか
支出合計（B）	49,047,281	
人件費	32,161,641	職員給与、社会保険料ほか
管理費	9,977,755	水道光熱費、業務委託費、賃借料ほか
事業費	2,748,553	事業費、報償費等ほか
事務費	2,752,004	一般需用費、通信費、修繕費ほか
一般管理費	1,407,328	
収支（A）－（B）	△623,632	

管理運営における収入額合計は48,423,649円であり、主な収入は、市からの委託料である指定管理料が46,487,400円となっている。

支出額合計は49,047,281円であり、主な支出は、人件費が32,161,641円、浴室の水道光熱費を含む施設の管理費が9,977,755円、自主事業イベント等の事業費が2,748,553円、一般需用費等の事務費が2,752,004円となっている。

以上の結果、収入から支出を差し引いた収支差額は△623,632円となっている。

(4) 監査の結果

西部交流センターの管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営が実施され、出納その他の事務についても適正に行われていた。

また、西部交流センターの管理運営に関する決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

2 熊本市植木地域農産物の駅

(1) 施設の概要

管理運営を行う施設は次のとおりである。

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市北区植木町岩野160番地1

敷地面積 8,621.49㎡

建物概要

建物本体

(ア) 構造 木造平屋建て

(イ) 延床面積 867.52㎡

障がい者用駐車場

(ア) 構造 既製アルミ押出形成造 平屋建て

(イ) 延床面積 72.50㎡

駐輪場

(ア) 構造 既製アルミ押出形成造 平屋建て

(イ) 延床面積 4.74㎡

施設概要	(ア)	直売所（風除室を含む）	510.79㎡
	(イ)	軽食提供コーナー	15.141㎡
	(ウ)	情報・多目的スペース	84.47㎡
	(エ)	事務室	53.14㎡
	(オ)	更衣室・倉庫	20.77㎡
	(カ)	バックヤード	44.72㎡
	(キ)	トイレ	74.53㎡
	(ク)	屋外休憩所（屋根有り）	135.81㎡
	(ケ)	屋外廊下	153.94㎡
	(コ)	駐車場	4,519㎡
		普通車	97台
		大型車	7台
		搬入・職員用	10台
付帯施設	(サ)	ポケットパーク	792.85㎡
	(ア)	緑地	1,811.4㎡
	(イ)	調整地2ヶ所	995.6㎡
	(ウ)	防火水槽（貯水容量40m ³ ）	1基
	(エ)	キュービクル	
	(オ)	合併浄化槽（150人槽）	
	(カ)	電気自動車用急速充電設備	1基

イ 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後6時30分まで

休館日 (ア) 毎月第3木曜日(当該木曜日が休日〔国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。〕に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(イ) 1月1日から1月3日まで

(ウ) 市長が必要と認めるとき

ウ 利用料金 熊本市物産館条例(平成25年条例第77号)

(2) 施設の利用状況

令和3年度(2021年度)の施設の利用状況は次のとおりである。

令和3年度(2021年度)施設利用者数

	営業日数 (日)	出荷者数 (人)	利用料金収入 (円)	レジ通過者数 (人)	レジ総売上 (円)
4月	30	293	10,636,285	27,117	83,633,033
5月	31	309	12,740,711	31,845	99,584,625
6月	29	294	7,071,641	22,007	57,209,247
7月	31	302	6,150,178	21,381	50,229,561
8月	31	282	4,459,627	17,126	35,162,665
9月	29	264	3,293,933	15,507	26,336,067
10月	30	283	2,963,978	15,135	24,289,113
11月	30	289	3,847,646	17,460	31,633,865
12月	31	294	4,874,422	18,841	40,447,538
1月	27	272	2,590,865	12,653	21,146,869
2月	27	263	2,848,924	13,733	22,844,620
3月	30	273	5,308,149	18,773	41,743,239
合計	356	3,418	66,786,359	231,578	534,260,442

(3) 経営成績

令和3年度（2021年度）の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和3年度（2021年度）収支決算書

（単位：円）

項 目	金 額	説 明
収入合計（A）	189,856,551	
指定管理料	300,000	修繕費等
利用料金	66,786,359	直売所の利用料金収益
その他	122,770,192	軽食コーナー、自主事業の売上
支出合計（B）	187,570,151	
人件費	36,240,071	職員給与、社会保険料ほか
管理費	20,149,785	光熱水費、業務委託費ほか
事業費	72,202,808	軽食コーナー、自主事業の仕入、
事務費	48,147,227	一般需用費、通信費、修繕費ほか
一般管理費	2,555,322	組合費、支払保険料、地代家賃ほか
その他	8,274,938	営業外費用、雑損失ほか
収支（A）－（B）	2,286,400	

管理運営における収入額は189,856,551円であり、指定管理者は直売所の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受しているため、市からの委託料ではなく修繕費等としての指定管理料が300,000円、直売所の利用料金収入が66,786,359円、自主事業の収益であるその他の収入が122,770,192円となっている。

支出額合計は187,570,151円であり、主な支出は人件費が36,240,071円、光熱水費や業務委託費等の管理費が20,149,785円、自主事業の仕入である事業費が72,202,808円、事務費が48,147,227円となっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は2,286,400円となっている。

(4) 監査の結果

熊本市植木地域農産物の駅の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営が実施され、出納その他の事務についても適正に行われていた。

また、熊本市植木地域農産物の駅の管理運営に関する決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

3 熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場

(1) 施設の概要

管理運営を行う施設は次のとおりである。

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市北区武蔵ヶ丘6丁目3番1号

建物概要 (ア) 構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

(イ) 延床面積 1,638.38㎡

(ウ) 収容台数 自転車1,000台

イ 開館時間及び休館日

開館時間 午前5時15分から午後12時00分まで

休館日 1月1日から1月3日まで

(2) 施設の利用状況

令和3年度（2021年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和3年度（2021年度）施設利用者数

（単位：人）

	11時	15時	23時	合計
4月	12,461	12,037	6,175	30,673
5月	10,168	9,863	6,342	26,373
6月	12,091	11,564	6,512	30,167
7月	11,365	10,783	6,359	28,507
8月	8,406	8,067	5,931	22,404
9月	9,534	8,919	5,461	23,914
10月	11,576	11,255	5,877	28,708
11月	11,128	10,534	6,001	27,663
12月	10,338	9,918	6,120	26,376
1月	8,251	7,923	5,075	21,249
2月	7,895	7,619	4,802	20,316
3月	8,926	8,607	5,404	22,937
合計	122,139	117,089	70,059	309,287

(3) 経営成績

令和3年度（2021年度）の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和3年度（2021年度）収支決算書

（単位：円）

項目	金額	説明
収入合計（A）	20,071,590	
指定管理料	20,099,640	
その他	△28,050	修繕費未消化による返金
支出合計（B）	19,598,778	
人件費	14,538,330	職員給与、社会保険料ほか
管理費	3,029,368	光熱水費、清掃委託、搬送機保守ほか
事業費	528,000	無料レンタル自転車、貸出し用具ほか
事務費	726,680	事務消耗品、備品購入費ほか
一般管理費	258,850	
修繕費	517,550	
収支（A）－（B）	472,812	

管理運営における収入額合計は20,071,590円であり、市からの委託料である指定管理料が20,099,640円、指定管理料に含まれる修繕費545,600円の残金の返金であるその他の収入が△28,050円となっている。

支出額合計は19,598,778円であり、主な支出は人件費が14,538,330円、光熱水費や業務委託を含む施設の管理費が3,029,368円、自主事業等の事業費が528,000円、一般需用費等の事務費が726,680円、修繕費が517,550円となっている。

以上の結果、収入から支出を差し引いた収支差額は472,812円となっている。

(4) 監査の結果

熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営が実施され、出納その他の事務についても適正に行われていた。

また、熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場の管理運営に関する決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。